

令和6年度入札・契約制度改善内容

【審議会諮問事項】

1 総合評価落札方式の見直し

(1) 評価項目「ISOマネジメントシステム等の取組」の廃止

施工計画型及び設計金額2億円以上の実績確認型（いずれも、県内業者の参加が見込まれるものに限る。）における評価項目「ISOマネジメントシステム等の取組」を廃止する。

【現行】

(2) 企業の施工能力について

評価項目	施工計画型		実績確認型*		簡易実績型	
	選択	10	選択	10	選択	10
同種・類似工事の施工実績	選択	10	選択	10	選択	10
工事成績評定点	必須	20	必須	20		
優良工事表彰歴	必須	10	必須	10		
ISOマネジメントシステム等の取組み	選択	5	選択*	5		

※設計金額2億円以上の案件に限る。

[評価内容・評価基準・配点]

評価内容	評価基準	配点
県内事業所におけるISO9000シリーズ・14000シリーズ、エコアクション21の認証取得の有無	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得	5
	ISO9000シリーズ及びエコアクション21を取得	4
	ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得	3
	エコアクション21のみを取得	2
	いずれも取得なし	0



【改正案】

(2) 企業の施工能力について

評価項目	施工計画型		実績確認型*		簡易実績型	
	選択	10	選択	10	選択	10
同種・類似工事の施工実績	選択	10				
工事成績評定点	必須	20				
優良工事表彰歴	必須	10		10		
ISOマネジメントシステム等の取組み	選択	5	選択*	5		

※設計金額2億円以上の案件に限る。

《理由》

県内建設業界において、ISOマネジメントシステムの理念が普及・浸透したと認められる中、重要課題である生産性向上に向けた取組に即応した評価項目を設定し、これらの取組を促進するため。

（※令和6年度以降の廃止について、建設業界など関係者に対し事前周知済である（建設業審議会報告事項（R5.3月）））

《適用時期》

令和6年6月以降に入札公告を行う工事から適用

(2) 評価項目「生産性向上の取組（ICTの活用）」の設定

土木一式工事における施工計画型及び設計金額1億円以上の実績確認型（いずれも、県内業者の参加が見込まれるものに限る。）について、評価項目に「生産性向上の取組（ICTの活用）」を設定する。

【改正案】

(2) 企業の施工能力について

評価項目	施工計画型		実績確認型*		簡易実績型	
同種・類似工事の施工実績	選択	10	選択	10	選択	10
工事成績評定点	必須	20	必須	20		
優良工事表彰歴	必須	10	必須	10		
生産性向上の取組（ICTの活用）	選択	10	選択*	10		

※設計金額1億円以上の案件に限る。

【評価内容】

➤ 施工計画型、実績確認型とも同じ(10点)

評価内容	評価基準	配点
当該工事で実施する生産性向上の取組（ICTの活用）を評価	ICT施工プロセスの全てでICTを活用（全面活用工事）	10
	ICT施工プロセスの一部でICTを活用（部分活用工事）	5
	その他のICTを活用	3
	いずれも活用しない	0

※「**全面活用工事**」：次の①から⑤までの施工プロセスにおける全ての段階でICTを活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

「**部分活用工事**」：施工プロセスにおける次のどちらかの組み合わせでICTを活用する工事

- | | | |
|--|-----|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ⑤ 3次元データの納品 | 又は、 | <ol style="list-style-type: none"> ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 |
|--|-----|--|

「**その他のICT**」：「全面活用工事」「部分活用工事」以外の組み合わせや、その他の技術を活用する工事

《理由》

担い手不足や従事者の高齢化進行等の問題が顕在化する建設業界において、生産性向上に向けた取組（ICTの活用）は喫緊の課題であり、この取組を促進させるため。

※まずは、土木一式工事における施工計画型及び設計金額1億円以上の実績確認型（S等級対象工事）で導入し、県内企業のICTの活用状況等を踏まえて、設計金額5千万以上：実績確認型（A等級対象工事）、設計金額3千万以上：簡易実績型（B等級対象工事）等へ、段階的に適用拡大を予定。

《適用時期》

令和6年6月以降に入札公告を行う工事から適用

【審議会報告事項】

1 入札・契約制度の特例措置〔入札不調対策〕の継続

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和（建設業法施行令第27条第2項の取扱い）

※建設業法に基づき専任を要する4,000万円（建築8,000万円）以上の工事
工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する2件の工事については兼任を認める。（平成26年2月3日付け国土交通省通知参照）

(2) 現場代理人に係る緩和

① 常駐義務の緩和

全ての工事がア又はイのいずれか（同時適用は、不可）の要件に該当する場合、現場代理人の兼任を認める。ただし、本県発注工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限る。

ア 以下の要件を全て満たす場合

(ア) 設計金額

4,000万円未満（建築8,000万円）

(イ) 件数

3件以内（県工事以外の工事と兼任する場合は、2件まで）

(ウ) 現場間の距離

最短30分以内又は同一建設部・土木事務所管内

イ 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2件まで兼任を認める。

〔なお、本県発注の年間維持工事等と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内^(注)又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、現場代理人の常駐義務の緩和の可否を判断するにあたり、年間維持工事等1件までは、兼任件数に含めないことができるものとする。(注)1つの工事に現場が複数ある場合も同様〕

② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること（本則：3か月以上）。

(3) 入札者数の取扱いの緩和

全ての入札（工事及び業務委託）について、1者応札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認する。

《理由》

公共投資予算の増大（国土強靱化5か年計画加速化対策等）に伴い、建設業者の手持ち工事量の増加や技術者等の不足が続くことが見込まれるため。

《適用時期》

令和6年4月1日以降に公告を行う工事から適用（継続）

【その他事務改善事項】

2 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)における施工計画の取扱いの緩和

総合評価落札方式(施工計画型)における施工計画書の取扱いについて、各事業者から、ファイル形式や様式の設定等に係る条件を満たさない施工計画の提出があった場合は、直ちに入札を「無効」とはせず、

- ・ ファイル形式、用紙サイズに係る条件を満たしていない、又は情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者の施工計画を評価しない。
- ・ ページ数に係る条件を満たしていないときは、条件を満たしている範囲を評価し、条件を満たしていない範囲は評価しない。

こととする。

○愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式(施工計画型)における施工計画作成に係る注意事項について

【現行】

- 1 (省略)
- 2 施工計画の体裁等について
 - ① (省略)
 - ② ファイル形式に係る次の条件を満たさない施工計画の提出があった場合、その者が行った入札を「無効」とする。

ファイル形式	Microsoft Word形式(拡張子がdoc又はdocxのものに限る)
用紙サイズ	A4
ページ数	1つの評価内容に対して ○評価項目が3項目以下の場合: 1ページ以内 ○評価項目が4項目以上の場合: 2ページ以内

- ③ 次に示す様式の設定に係る条件を満たさない施工計画書の提出があった場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者が行った入札を「無効」とする。

文字サイズ	10ポイント
フォント	MS明朝又はMSゴシック
行間	固定値 11ポイント
ページ余白	上下、左右とも20mm
ヘッダー	上からのヘッダー位置20mm
フッター	下からのフッター位置12.7mm
セル余白	上下 0mm、左右 1.7mm
枠の幅	変更不可
枠の高さ	<u>「実施内容」欄については、必要に応じ改行により高さを上げることを認める。その他の枠は変更不可とする。</u>

- ④ (省略)
- ⑤ 様式上の次の項目については削除可能とするが、その他の様式上の項目を削除した施工計画の提出があった場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者が行った入札を「無効」とする。

様式欄外下の※印以下の文章
様式が2ページに跨る場合における、 <u>2ページ目の「評価内容」欄</u>

- 3・4 (省略)

【改正案】

- 1 (省略)
- 2 施工計画の体裁等について
- ① (省略)
- ② 次の条件を満たさない施工計画の提出があった場合において
- ・ファイル形式又は用紙サイズに係る条件を満たしていないときは、その者の施工計画は「評価しない」。
 - ・ページ数に係る条件を満たしていないときは、その者の施工計画は、条件を満たしている範囲を「評価」し、条件を満たしていない範囲（ページ数超過部分）は「評価しない」。
- こととする。

ファイル形式	Microsoft Word形式（拡張子がdoc又はdocxのものに限る）
用紙サイズ	A4
ページ数	1つの評価内容に対して ○評価項目が3項目以下の場合：1ページ以内 ○評価項目が4項目以上の場合：2ページ以内

- ③ 次に示す様式の設定に係る条件を満たさない施工計画の提出があった場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断したときは、その者の施工計画は「評価しない」こととする。

文字サイズ	10ポイント
フォント	MS明朝又はMSゴシック
行間	固定値 11ポイント
ページ余白	上下、左右とも20mm
ヘッダー	上からのヘッダー位置20mm
フッター	下からのフッター位置12.7mm
セル余白	上下 0mm、左右 1.7mm
枠の幅	変更不可
枠の高さ	「実施内容」欄については、必要に応じ改行により高さを上げることを認める。その他の枠は変更不可とする。

- ④ (省略)
- ⑤ 様式上の次の項目については削除可能とするが、その他の様式上の項目を削除した施工計画の提出があった場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断したときは、その者の施工計画は「評価しない」こととする。

様式欄外下の※印以下の文章
様式が2ページにまたがる場合における、2ページ目の「評価内容」欄

- 3・4 (省略)

《理由》

受発注者双方の事務負担軽減を図るとともに、工事の早期執行及び事業効果の早期発現を促進するため。

※担い手不足等に起因する応札業者数の減少もあり、応札者から条件を満たさない施工計画が提出されたことにより、入札を「無効」とした結果、入札不調となり再入札を行うケースが散見されるため、受発注者双方の事務負担軽減と事業の早期執行・効果発現を図るべく、「施工計画」の取扱いを緩和する。

《適用時期》

令和6年4月1日以降に公告を行う工事から適用

3 中間前金払認定に係る書類の簡素化

中間前金払認定に係る書類（様式第 47 号（第 35 条第 4 項関係）工事履行報告書（中間前金払用））を簡素化する。

○工事請負契約書の運用

様式第 47 号（第 35 条第 4 項関係）工事履行報告書（中間前金払用）

【現行】

支払要件を満たしているか確認するために、工種ごとの実施工程や出来高金額を記載。

工 種	構 成 比	予 定 工 程	実 施 工 程	出 来 高 金 額	備 考
	%	%	%	円	
小 計	100.0%				
消費 税 及 び 地 方 消 費 税					
合 計 金 額					

【改正案】

記載は工事全体の実施工程のみとすることで書類を簡素化。

月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考

（参考）中間前金払の支払要件

前金払の支払いを受けた後、次の要件を充足した場合、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約を締結し、請負代金額の 10 分の 2 の範囲内で追加の前金払を受けることができる。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

※支払要件の充足については、受注者から徴する「実施工程表」と合わせて確認。

《理由》

受発注者双方の事務負担を軽減するとともに、受注者の更なる中間前金払の活用を促進することで、受注者の資金確保による工事の円滑な施工、下請業者への円滑な支払い及び繰越予算の縮減を図るため。

《適用時期》

令和6年4月1日以降に公告を行う工事から適用

4 入札金額の入力誤り等に対する取扱いの明記

入札金額が調査基準価格及び最低制限価格を下回っていた場合（以下「低入札」という。）でも、工事内訳書に不備（入札金額が工事費内訳書の工事価格と一致しない場合など）があるときは、入札を無効として取り扱い、低入札の累積回数に「加算しない」ことを明記する。

※全部局における競争入札において、各四半期末時点で2回以上低入札を行っている業者は、3 + (低入札回数 - 2) ヶ月間入札から排除される。

○工事費内訳書の取扱いについて

【改正案】

1～3 （省略）

4 その他

ア. 様式について

県が工事費内訳書の様式を電子媒体（エクセル形式）で示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成されていることもあるため、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること（工事費内訳書の様式を示していない工事であっても、別添様式に準じて必ず作成のうえ提出

新たに追加

イ. 低入札回数の加算について

工事費内訳書に別表に該当する不備があるときは、入札金額が調査基準価格（最低制限価格）を下回っていたとしても、低入札回数には加算しない。

別表

1 工事費内訳書が未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の工事費内訳書である場合
	(4) 白紙である場合（工事費内訳書に全く記載がない場合を含む。）
	(5) 工事費内訳書に押印がない場合 （電子入札システムにより工事費内訳書が提出された場合を除く。）
	(6) 工事費内訳書が特定できない場合 （複数の工事費内訳書が提出されている、他の工事の工事費内訳書が含まれる場合等）
2 入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）と一致しない場合	
3 その他の不備により適正な見積りがなされていないと判断される場合	

入札金額の桁誤り等の入力ミス

《理由》

低入札があった際の取扱いの明確化を図るため。

※電子入札において、入札金額の桁誤り等の入力ミスにより、低入札となった場合など、入札参加者から低入札回数の加算対象となるかどうかについての問い合わせが散見されるため、取扱いの明確化を図るもの。なお、従前から同様のケースでは当該入札は無効とし、低入札回数に加算していない。

《適用時期》

令和6年4月1日以降に公告を行う工事から適用

5 業務委託における内訳書提出義務の緩和

業務委託の入札時における「業務委託内訳書」の提出義務を緩和する。

○業務委託費内訳書の取扱い

【現行】

全ての業務委託で「業務委託内訳書」の提出を求める。

(内訳書様式等の取扱い)

- 1 予定価格が 500 万円を超える業務委託
 - (1) 予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の 50%を超える案件
 - ・県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付）
 - (2) 上記以外
 - ・自由様式
- 2 予定価格 500 万円以下の業務委託
 - ・自由様式

【改正案】

全ての業務委託で、原則、「業務委託内訳書」の提出を求めないこととする。ただし、予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の 50%を超える案件については、引き続き、「業務委託内訳書」の提出を求める。

(内訳書様式等の取扱い)

予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の 50%を超える案件は、県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付）し、提出を求めること。

《理由》

受発注者双方の事務負担軽減を図るため。

※業務委託におけるダンピング対策として導入した調査基準価格（最低制限価格）制度の全庁適用（令和 4 年 6 月）にあたり、制度周知のため、全ての業務委託で業務委託内訳書の提出を義務付けたところであるが、発注部局やコンサルタント業界において、一定程度、制度の周知が図られたこと、また、その間、落札率の高止まりなど問題も生じていないことから、受発注者双方の事務負担軽減を図るため、「業務委託内訳書」の提出義務を緩和する。

《適用時期》

令和 6 年 6 月以降に公告を行う業務委託